

2024 年 4 月 10 日

公益財団法人日本バスケットボール協会
2023 年度（7-6 月期）第 9 回理事会 報告

日時:2024 年 4 月 10 日（水）14:00～15:40

会場:WEB 会議（*一部 JBA 会議室にて対面）

【報告内容】

1. 懲罰関連規程の改定について
2. 沖縄県との連携協定書の締結について
3. 基本規程の改定について
4. その他、報告事項
 - (1) 3x3 JAPAN TOUR 2024 開催概要について

以上

1. 懲罰関連規程の改定について

各懲罰規程を実態に合わせて改定するとともに、それぞれの整合性を取ることにについて提案され、議論・内容確認ののち、承認された。

以下いずれの規程についても、改定日は2024年4月10日（理事会決定の日）とする。

[内容]

1) 再審査手続規程

現行規程では裁定 / 規律規程に定める手続きに従い、初めから調査・審議を行うように規定されているところ、裁定／規律規程の手続きを踏まえた調査を行うことができる規定とした。
また、不服審査委員会の手続きにおいても弁明の機会を付与することを明記した。
その他形式的な修正（*脱字の修正、用語に関する送り仮名等、表記法の統一）を行った。

○再審査手続規程 新旧対比表（改定箇所抜粋）

（※形式的な修正については、記載省略）

再審査手続規程 新旧対比表（改定箇所抜粋）

改定箇所

現行	改定案
第7条〔不服審査委員会の手続き〕 不服審査委員会は、裁定規程または規律規程に定める手続きに従い、当該案件の調査、審議を行い、処分意見を記載した処分案を作成して、理事会に答申する。	第7条〔不服審査委員会の手続き〕 1 不服審査委員会が再審査を行う場合、当協会が行った処分を、申立人に対し不利益に変更することはできない。 2 不服審査委員会は、再審査の申立ての対象となった行為につき、当協会の行った処分の当否を審議し、これについての処分意見を記載した処分案を作成して、理事会に答申する。審議にあたっては、裁定規程または規律規程に定める手続による事実の調査を行うことができる。 3 不服審査委員会が前項後段に定める事実の調査を行う場合、原則として、申立人に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

2) 裁定 / 規律規程

現行規程では再審査の申立てに伴う具体的な手続きが明確になっていないところ、必要な書類や期限を規定した。

また、再審査を申立てた場合、懲罰の効力が留保されるところ、緊急の場合には仮の処分が行えるよう規定した。

○裁定規程 新旧対比表（改定箇所抜粋）

裁定規程 新旧対比表（改定箇所抜粋）

改定箇所

現行	改定案
〔決定の効力〕 第 20 条 対象者は、次項および第 3 項による再審査の申立てを除き、理事会の懲罰に関する決定（以下、「本協会決定」という。）または都道府県協会等の決定（以下、「都道府県協会等決定」という。）に拘束される。 2 本協会決定を受けた者は、懲罰の通知到達後 10 日以内に、本協会会長に対し、手数料 10 万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。 3 都道府県協会等決定を受けた者は、懲罰の通知到達後 10 日以内に、本協会裁定委員会に対し、手数料 10 万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。 4 第 2 項および前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）または日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への不服申立の提起を除き、更に審査を求めることはできない。 5 第 2 項および第 3 項の再審査の手続きについては別途定める。	〔決定の効力〕 第 20 条 対象者は、(削除) 理事会の懲罰に関する決定（以下、「本協会決定」という。）または都道府県協会等の決定（以下、「都道府県協会等決定」という。）に拘束される。再審査の申立てを行った場合はこの限りでない。 2 本協会決定を受けた者は、懲罰の通知到達後 14 日以内に、本協会会長に対し、再審査を求める旨を記載した再審査申立書及び手数料 10 万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。 3 都道府県協会等決定を受けた者は、懲罰の通知到達後 14 日以内に、本協会裁定委員会に対し、再審査を求める旨を記載した再審査申立書及び手数料 10 万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。 4 第 2 項および前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）または日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への不服申立の提起を除き、更に審査を求めることはできない。 5 再審査申立書以外に主張・立証を行う場合には、原則として、再審査申立書を提出した日の翌日から 30 日以内に行うものとする 6 第 2 項および第 3 項の再審査の手続きについては別途定める。
〔仮の処分〕 第 21 条 裁定委員会は、理事会が第 16 条の懲罰を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に裁定対象者の資格および職務等を停止すること（以下、「仮の処分」という。）を理事会に答申することができる。 2 理事会は、仮の処分の決定をする前に裁定対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、裁定対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することができる。この場合においては、後日、裁定対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処分の撤回または変更をする	〔仮の処分〕 第 21 条 裁定委員会は、理事会が第 16 条の懲罰を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に裁定対象者の資格および職務等を停止すること（以下、「仮の処分」という。）を理事会に答申することができる。 2 理事会は、仮の処分の決定をする前に裁定対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、裁定対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することができる。この場合においては、後日、裁定対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処分の撤回または変更をする

ことができる。 3 理事会は、第1項の答申を受けた場合、速やかに仮の処分について審議の上、決定を行う。	ことができる。 3 理事会は、第1項の答申を受けた場合、速やかに仮の処分について審議の上、決定を行う。 4 第1項の仮の処分は、理事会が懲罰を決定した後、対象者から再審査の申立てがあった場合にも同様とし、この場合、本条の「裁定委員会」は「不服審査委員会」と読み替えるものとする。
---	--

○規程規程 新旧対比表（改定箇所抜粋）

規程規程 新旧対比表(改定箇所抜粋)

改定箇所

現行	改定案
〔決定の効力〕 第31条 審議対象者は、次項および第3項による再審査の申立てを除き、事務総長の懲罰に関する決定（以下、「本協会決定」という。）または第32条第1項により委任された公式競技会の主催者の決定（以下、「主催者決定」という。）に拘束される。 2 本協会決定を受けた者は、懲罰の通知到達後10日以内に、事務総長に対し、手数料10万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。 3 主催者決定を受けた者は、懲罰の通知到達後10日以内に、本協会規律委員会に対し、手数料10万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。 4 第2項および前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）または日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への不服申立の提起を除き、更に審査を求めることはできない。	〔決定の効力〕 第31条 審議対象者は、(削除)事務総長の懲罰に関する決定（以下、「本協会決定」という。）または第32条第1項により委任された公式競技会的主催者の決定（以下、「主催者決定」という。）に拘束される。再審査の申立てを行った場合はこの限りでない。 2 本協会決定を受けた者及び主催者決定を受けた者（以下、まとめて「規律対象者」という。）は、懲罰の通知到達後14日以内に、事務総長に対し、再審査を求める旨を記載した再審査申立書及び手数料10万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。 (削除) 3 前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）または日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への不服申立の提起を除き、更に審査を求めることはできない。 4 規律対象者が、再審査申立書以外に主張・立証を行う場合には、原則として、再審査申立書を提出した日の翌日から30日以内に行うものとする。

5 第2項および第3項の場合における再審査の手續きについては別途定める。	5 第2項における再審査の手續きについては別途定める。 〔仮の処分〕 第31条の2 規律委員会または公式競技会の主催者は、規律対象者が、前条に基づく再審査の申立てを行った場合でも、緊急の必要性がある場合には、一時的に規律対象者の資格および職務等を停止すること（以下、「仮の処分」という。）ができる 2 規律委員会または公式競技会の主催者は、仮の処分の決定をする前に規律対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、規律対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することができる。この場合においては、後日、規律対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処分の撤回または変更をすることができる。
---	---

3) 復権手續規程

現行規程では復権の申立てに制限は設けられていないが、追加で懲罰を科されている場合は復権の申立てができない規定とした。

また、申立てに伴う必要な書類について、文言を修正した。

○復権手續規程 新旧対比表（改定箇所抜粋）

復権手續規程 新旧対比表（改定箇所抜粋）

改定箇所

現行	改定案
第3条〔復権の申立て等手續きの開始〕 1 1年以上の有期または無期の資格（公式試合出場資格、登録資格または加盟資格）の停止、1年以上の有期または無期の再登録または再加盟の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者は、有期の場合は停止または禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、復権の申立てができる。	第3条〔復権の申立て等手續きの開始〕 1 1年以上の有期または無期の資格（公式試合出場資格、登録資格または加盟資格）の停止、1年以上の有期または無期の再登録または再加盟の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者は、有期の場合は停止または禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、復権の申立てができる。

（以下続く）

- 2 前項にかかわらず、1年以上の有期または無期の資格の停止、1年以上の有期または無期の再登録の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者が倫理規程第2条第1項第7号に定める選手であった場合には、有期の場合は停止または禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、復権の申立てができる。
- 3 裁定委員会の委員長は、懲罰を受けた者が第1項または第2項に該当する場合には、職権により、復権の審議を開始することができる。

第4条〔申立ての方法〕

- 1 復権の申立ては、懲罰を受けた者がJBA裁定委員会に対して、**嘆願書**の提出をもって行う。
- 2 懲罰を受けた者は、申立てにあたっては、**嘆願書**に次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 活動状況報告書
 - (2) 反省文

- 2 前項にかかわらず、1年以上の有期または無期の資格の停止、1年以上の有期または無期の再登録の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者が倫理規程第2条第1項第7号に定める選手であった場合には、有期の場合は停止または禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、復権の申立てができる。
- 3 裁定委員会の委員長は、懲罰を受けた者が第1項または第2項に該当する場合には、職権により、復権の審議を開始することができる。

- 4 **懲罰期間中に追加の懲罰を科された者は、復権の申立てができない。ただし、当協会の会長が特別に認めた場合にはこの限りでない。**

第4条〔申立ての方法〕

- 1 復権の申立ては、懲罰を受けた者がJBA裁定委員会に対して、**復権申立書**の提出をもって行う。
- 2 懲罰を受けた者は、申立てにあたっては、**復権申立書**に次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 活動状況報告書
 - (2) 反省文

■改定後の各規程全文については、JBA公式サイト「各種規程」ページにてご確認ください。

>> <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

2. 沖縄県との連携協定書の締結について

FIBAワールドカップ2023の沖縄開催により培われたJBAと沖縄県の連携及びレガシーの有効活用により、相互の連携協力体制を維持し、沖縄振興およびバスケットボール振興への寄与等を目的に、沖縄県との「沖縄県に関するスポーツ振興に関する連携協定書」の締結について提案がなされ、議論ののち、県のみならず沖縄市にも十分な配慮をしながら進めることを前提に承認された。

[主な連携事項]

- ・ FIBA バスケットボールワールドカップ 2023 で培われたレガシーを活用した合宿、試合開催、

バスケットボールクリニック等の実施に関すること

- ・ 離島を含む沖縄県全域におけるスポーツの振興に関すること
- ・ バスケットボールを通じた交流人口の拡大に関すること
- ・ バスケットボールを通じた国際交流に関すること
- ・ バスケットボールを通じた人材育成に関すること
- ・ 双方が有するノウハウや人材等を活用した課題解決、助言に関すること

[特記事項]

- ・ 協定の有効期間は協定の締結の日から 1 年間。お互いに終了の申し出がない場合は、自動的に 1 年間延長され、その後も同様とする
- ・ 本協定はお互いに法的義務を課すものではない
- ・ 本協定書の締結式については、沖縄県側と協議のうえ、後日東京にて実施予定。

(参考: 追記 = JBA 公式サイトニュース <http://www.japanbasketball.jp/news/75422>)

3. 基本規程の改定について

FIBA は NF の事務総長の地位を確立することを重要視しており、2024 年 2 月に行われた FIBA のモニタリングにおいて事務総長が評議員会、理事会で発言ができるように規程の改定を求められたことに対応するべく、基本規程を一部改訂することが提案され、内容確認ののち、承認された。

[改訂内容 (一部追記)]

① 基本規程第 2 章第 3 節第 17 条 2 項

「役員および各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる」

→ 「役員、事務総長および各専門委員会の委員長は、～(以下省略)」

② 基本規程第 2 章第 5 節第 36 条 3 項

「監事および各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。」

→ 「監事、事務総長および各専門委員会の委員長は、～(以下省略)」

[特記事項]

上記に関連する定款の変更については、後日開催予定の臨時評議員会において付議すべく手続きをすすめる。

■ 改定後の基本規程については、JBA公式サイト「各種規程」ページにてご確認ください。

>> <http://www.japanbasketball.jp/jba/kitei/>

4. その他、報告事項

(1) 3x3 JAPAN TOUR 2024 開催概要について

2024年4月より開催予定の3x3 Japan Tour 2024に関し、今季がパリ2024オリンピックの当該年であることを念頭に、3x3の認知向上、競技者増加に寄与することを目的に、EXTREMEカテゴリーにおいて「高齢化してきた出場選手の若返り」、「出場チームの均衡化」、「FIBAのポイント制度変更への対応」などを意識した参加資格の設定が行われたことが報告された。

なお、大会実施要項については、大会公式サイトにて後日公開することも併せて報告された。

以上